

佐賀市空き家バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀市大和町松梅地区、富士町及び三瀬村（以下「北部山間地域」という。）の空き家等を有効活用することにより、北部山間地域への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住を目的として建築し、現に居住していない北部山間地域内に存在する建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）、その建物が所在する敷地及び敷地内にある構築物をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 北部山間地域への定住を目的として、所有者等から空き家等の売買、賃貸等の希望の申込みを受けた情報を、当該空き家等の利用を希望する者に対し、当該情報を紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家バンク制度により所有する空き家等の登録を希望する者は、空き家バンク制度登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により登録申込書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、空き家バンク制度登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、空き家バンク制度登録完了通知書（様式第2号）を申込者に通知するものとする。
- 4 登録台帳に登録することができる期間は、2年以内とする。ただし、登録から2年が経過したことにより登録を抹消した物件については、改めて登録の申込みを行うことができる。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク制度登録事項変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録抹消)

第6条 市長は、登録者から空き家バンク制度登録抹消届出書（様式第4号）の提出があったとき又は登録から2年を経過したときは、登録台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク制度登録抹消通知書（様式第5号）を登録者に通知するものとする。

（利用者登録）

第7条 空き家バンク制度を利用し、空き家等の紹介を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク制度利用申込書（様式第6号。以下「利用申込書」という。）及び誓約書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、斡旋及び仲介等を目的とした登録はできないものとする。

2 利用希望者は、北部山間地域外に居住する者で、北部山間地域に定住を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、かつ、地域住民と協調し、地域の活性化に寄与しようとする者でなければならない。

3 市長は、第1項の規定により利用申込書が提出されたときは、その内容を審査のうち、空き家バンク制度利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク制度利用者登録通知書（様式第8号）を利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更）

第8条 利用希望者は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク制度利用者登録変更届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（利用希望者の登録抹消）

第9条 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用希望者の登録を抹消するものとする。

(1) 空き家バンク制度利用者登録抹消届出書(様式第10号)の届出があったとき。

(2) 利用申込書の内容に虚偽があったとき。

(3) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めるとき。

(4) 利用者台帳に登録後、2年を経過したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないときと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用希望者の登録を抹消したときは、空き家バンク制度利用登録抹消通知書（様式第11号）を利用希望者に通知するものとする。

（情報提供等）

第10条 市長は、必要に応じて、登録者又は利用希望者に対して登録台帳又は利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、登録者及び利用希望者による空き家の売買、賃借等の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第11条 登録者及び利用希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、加工又は利用をしないこと。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 7月20日から施行する。